



アレルギー物質検査の結果について

当センターが新規に取扱う一般物資は、学校給食用一般物資納入業者に提出を求めている「兵庫県学校給食用食品内容明細書」の点検や試食の後、食物アレルギー物質等の検査を実施し、結果を確認した後、取扱いを決定しています。

今号では、令和5年1月から供給します新規取扱商品に関するアレルギー物質検査の結果について紹介します。



【アレルギー物質について】

アレルギー物質は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表14に示されている表示義務のある「特定原材料」7品目と、通知「食品表示基準について（別添「アレルゲンを含む食品に関する表示）」で表示を推奨する「特定原材料に準ずるもの」21品目に分けられます。（R4.10.20現在）

「特定原材料」（7品目）【表示義務】	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
「特定原材料に準ずるもの」（21品目）【表示推奨】	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン



【検査方法】

新規取扱対象商品の中で、「兵庫県学校給食用食品内容明細書」内の「特定原材料」に関して、空欄（アレルギー表示なし*）の品目を対象として、イムノクロマト法（簡易定性検査）にて外部検査機関へ委託して実施しています。

- *アレルギー表示なしとは、①原材料等にその特定原材料を使用していない
- ②同一製造ライン上でその特定原材料を使用した別製品を製造していないことを指します。

【検査結果】

新規取扱対象 23 商品のうち、6商品 29 品目の検査を実施したところ、すべての品目で陰性でした。（下表参照）

表) アレルギー物質検査結果 (－：陰性、／は検査対象外)

商品名	卵	乳	小麦	落花生	そば	えび・かに
玄米まんじゅう（兵庫県産）	－	－	－	－	－	－
色だんご（兵庫県産）	－	－	－	－	－	－
県産鶏と淡路玉ねぎのHB	／	／	／	－	－	－
ソイミート（フィレタイプ）	－	－	－	－	－	－
いわしさんが焼	／	／	／	－	－	／
丹波黒豆鹿の子（冷凍）	－	－	－	－	－	－

現在、令和4年度学校給食用物資研究会（WEB 展示会）において、新規取扱商品を紹介しています。どうぞご覧ください。（R4.10.17～11.30 開催）

令和4年6月に消費者庁は、現在は推奨品目であるくるみの表示を義務化する方針を明らかにしました。背景として、令和3年度の即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査（消費者庁）で、「原因食物において、木の実類が小麦を抜いて、鶏卵、牛乳に次いで3番目に多い品目となったこと」「木の実類の中で、くるみによる症例数が増加していること」が影響しているようです。

